

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2017 年 7 月 28 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.29

# 横田・基地被害をなくす会 NEWS

## 原告団 NEWS No.20

合同  
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota\_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト [http://www.geocities.jp/yokota\\_nakusukai/](http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/)

発行：横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団

※NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

## 9月7日弁論に 参加を～ 10時15分高松駅 西側公園に集合

### NEWS内容 (CONTENTS)

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 9/7 弁論, 9/15 現地検証に参加を……………         | 1 |
| 地裁の今後の進行と着地点, 騒音抗議先一覧……………         | 2 |
| 横田基地へのオスプレイ飛来と配備…政府への質問と回答 3       |   |
| 5/16-6/9 戦闘機 35 機が集結し爆音をまき散らす…………… | 5 |
| 全国基地連 6/7 の政府交渉結果……………             | 6 |
| 全国基地連・各原告団の動向, 経過報告と予定……………        | 7 |
| 会費の振り込みについて, 天欄……………               | 8 |

## 立川地裁 4 階 405 法廷午前 11 時開始

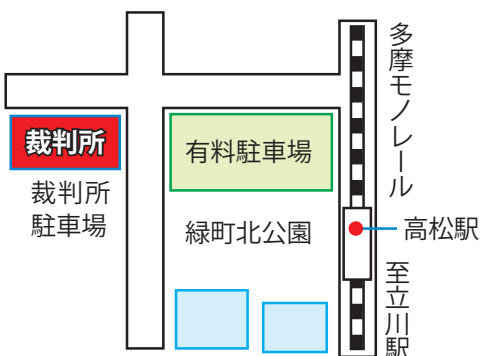
次回 9 月 7 日 (木) の法廷は、第 23 回目の弁論となります。今回は 9 月 15 日の現地検証を直前に控え、その最終確認や今までの主張の補充などになると思われます。弁護団を応援する意味でも、傍聴にご協力ください。

裁判所に行くのが身体的にきつい方は、車での送迎も検討しますので、下記電話にお申し出ください。

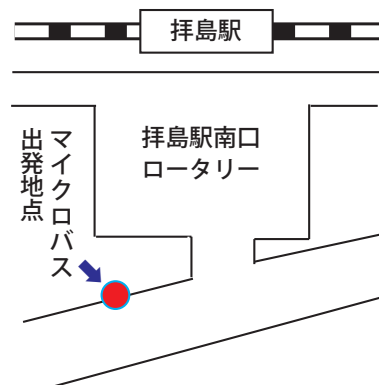
事前集会は 10 時 15 分～緑町北公園です。

◇連絡先電話：  
090-4951-0800  
(福本携帯)

なお、次々回  
法廷は 11 月 30  
日 (木) 11 時～  
の予定です。



## 9月15日現地検 証に参加を～ 8時30分拝島駅 南口出発



詳細は、次ページと別紙を参照してください。全行程参加希望者も一部箇所参加希望者も、必ず福本 (次ページ参照)、または、本部役員に連絡してください。

# 7/14 進行協議で、地裁の今後の進行と着地点が見えてきた ～ 2018 年 8 月前後に最終弁論か

去る 7 月 14 日の進行協議（裁判所・原告側・被告側の 3 者で行われる裁判の進行についての打合せ）において、以下の日程が確認されました。

これによって、地裁では、来年（2018 年）8 月前後に最終弁論（結審）～来年度＝2019 年初めに判決（現裁判官が判決を書く）という進行が見えてきました。（あくまでも原告団事務局の予測です）

裁判の流れからいえば、私たちの最後の頑張りどころです。皆さんの今まで以上のご協力をお願いします。特に、原告本人による人証尋問では、弁護士・原告団から被害・地域などの類型を考慮して、11 名の方に証言をお願いすることになります。人選はこれからですが、依頼された方は、快くお引き受けください。

## 1. 9/15 現地検証について

- ① 9：30 瑞穂町ビューパーク・スカイホール屋上の展望広場
- ② 10：05 瑞穂町オリンピックショッピングセンター付近の原告宅
- ③ 11：15 国側指定の全室防音工事の居宅
- ④ 12：05 ドン・キホーテ多摩瑞穂店屋上（昼食休憩＝西武拝島ハイツ）
- ⑤ 13：25 西武拝島ハイツ 1 号棟屋上と原告宅
- ⑥ 14：20 昭島市立拝島第二小学校屋上
- ⑦ 15：10 昭島市美堀町の原告宅

⑧ 16：00 立川市西砂町の原告宅

※詳細は別紙を参照してください。なお、この行動に参加される（検証を見守る）方のために、マイクロバスと昼食、資料を用意しますので、8 月末までに福本（090-4951-0800）、または本部役員に事前連絡願います。また、部分箇所のみの参加の方も同様です。

## 2. 今後の裁判について

以下の日程が決まっています。

- \* 9 月 7 日（木）11 時～第 23 回口頭弁論
- \* 9 月 15 日（金）9 時 30 分～現地検証
- \* 11 月 30 日（木）11 時～第 24 回口頭弁論
- \* （2018 年）1 月 25 日（木）11 時～第 25 回口頭弁論
- \* 2 月 15 日（木）原告側の人証尋問 4 名（4 名×3 回＝12 名を予定。11 名は原告本人、1 名は元周辺施設勤務者）
- \* 2 月初旬～中旬：2 回目の現地検証（コンター外原告宅、八王子原告宅など。国側は清泉中学校と一挙防音工事済宅を指定）
- \* 3 月 15 日（木）原告側の人証尋問 4 名
- \* 5 月 17 日（木）原告側の人証尋問 4 名
- \* 7 月 19 日（木）11 時～口頭弁論（この日までに原告・被告すべての主張が終わってれば最終弁論となる可能性もあります）

## 「うるさい！」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

横田基地：042-552-2511  
航空自衛隊横田基地：042-553-6611  
防衛省北関東防衛局：048-600-1800  
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319  
外務省：03-3580-3311  
東京都庁：03-5321-1111  
瑞穂町役場：042-557-0501  
羽村市役所：042-555-1111  
福生市役所：042-551-1511

## 抗議先一覧

昭島市役所：042-544-5111  
立川市役所：042-523-2111  
武蔵村山市役所：042-565-1111  
日野市役所：042-585-1111  
八王子市役所：042-626-3111  
あきる野市役所：042-558-1111  
青梅市役所：0428-22-1111  
入間市役所：04-2964-1111  
飯能市役所：042-973-2111

# 横田基地へのオスプレイ (MV-22, CV-22) 飛来と配備に関する政府への質問と回答・その2

以下は、前号に続いて、私たちが「オスプレイ横田配備反対連絡会」の一員として2017年2月～3月に、宮本徹衆議院議員を仲介して日本国政府（外務省・防衛省）に対して行った質問と回答の続きです。

（以下、横田基地に直接関係のある質問と回答です。）

◇ CV-22 の横田基地配備に伴う諸事項について……………

Q：① CV-22 の飛行時は低周波音を発生させることが明らかになっている。現在の横田基地の低周波音の発生状況について、日本政府は把握しているのか。把握しているのならば、その状況について明らかにされたい。また、把握していないならばその理由を明らかにされたい。そして早急に調査し、その結果を公表するべきと考えるが、御省の見解は如何に。

A：航空機から発生する低周波音による影響については、現時点において環境基準は定められておらず、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、また未知の部分もあるところである。横田飛行場周辺における航空機の飛行による低周波音の発生状況の把握等については、今後、必要に応じて、検討してまいりたい。

Q：①について、低周波音の測定に関しては、今後配備される CV-22 が周辺地域に与える影響を考えた場合、配備前の現状把握をすることが重要となってくる。今すぐ調査を行ってしかるべきである。また、現在は環境基準が定められていないが、厚生労働省での研究に基づいたガイドラインを参考にすべきであると考え。「必要に応じて検討」との回答の「必要」とは具体的に何か。

A：先に回答したとおり、航空機から発生する低周波音による影響については、現時点において環境基準は定められておらず、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、また未知の部分もあるところである。防衛省としては、環境基準が定められていない現状においては、お尋ねにお答えすることは困難である。

Q：② CV-22 の配備に伴って移駐してくる部隊名と部隊の内訳を明らかにされたい（教官、操縦士、整備士、軍属などに分類した人員の数）。また、この部隊の司令官の官職の名称、氏名を明らかにされたい。

A：米側からは、CV-22 の横田飛行場配備に伴い、同飛行場に、CV-22 × 10 機や関連要員等から構成される飛行部隊を新編する予定であると説明を受けており、当該新編部隊は、現在、嘉手納飛行場に所在している第353特殊作戦群及び米空軍特殊作戦コマンドの隷下に所属する予定であると承知している。

また、配置される人員については、米側から、軍人・軍属

を合せて約430名増加し、また、その家族を含めると、約1,100名が増加するとの説明を受けているが、新編部隊の詳細について、これ以上の説明は受けておらず、お答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

Q：③ CV-22 とその家族が、横田基地外に居住する可能性はあるか。基地外の居住が予想される場合、周辺住民に与える影響が考えられるのなら、その内容を明らかにされたい。

A：CV-22 の配備に伴って住宅施設を横田飛行場内に整備する予定はない旨の説明を受けているが、これ以上の説明は受けておらず、基地外に居住する可能性について、お答えすることは困難である。

Q：④横田基地に設けた緊急着陸帯は、どのような事態の際に使用することが想定されるのか、明らかにされたい。

A：CV-22 の横田飛行場への配備に当たっては、米国政府の予算により、緊急用着陸パッドの建設を行うこととしている旨、米側から説明を受けており、環境レビューにおいても当該施設建設について記述されているところであるが、これ以上の説明は受けておらず、当該施設がどのような事態の際に使用するのかについて、お答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

◇ MV-22 の普天間基地配備以降の事故と故障について……

Q：①その日時、場所、原因と対処方法について、すべて明らかにされたい。

A：防衛省において把握している限りでは、平成28年12月13日、名護市沖で不時着水、原因は1①で述べたとおり。同日、普天間飛行場で脚部故障、原因は2②で述べたとおり。また、平成25年2月5日、平成26年6月17日、平成27年3月12日、部品遺失等あり。これらの再発防止のため、機体の点検や必要な教育等を行ったものと承知している。

Q：②2014年から横田基地にMV-22が飛来して以来、この2年半の間に機体のトラブルにより、離陸できず横田基地に留まるという事態が数回発生している。これらの発生原因の究明および対策を明らかにされたい。（例を挙げれば、2016年10月25日に横田基地内で離着陸を繰り返した後に基地周辺を旋回～その後岩国基地に向かったMV-22 B / EP09が、基地内と基地周辺でこのような飛行を行った理由は何か。）

A：お尋ねの内容については、米軍の運用に関することであり、詳細について承知していない。



なお、昨年 10 月、関係自治体から、MV-22 が約 20 分間ホバリングをしていた理由について問い合わせを受けたことから、米側に照会したところ、運用の詳細に関することであり、お答えできない旨の回答があったところである。

いずれにせよ、防衛省としては、引き続き、MV-22 の飛来について、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

**Q：③ 2014 年 6 月に起きた MV-22 への落雷事故は駐機中ではなく、宮崎県小林市上空であったことが最近になって判明した。事故当時、落雷地点を偽った理由を明らかにされたい。**

**A：**当該事案が発生した当時、米側からは、調査中である前提ではあったものの、着陸後の通常メンテナンス中に、MV-22 に落雷を受けた疑いのある形跡を発見したとの説明を受けていた。

**Q：④ 2017 年 1 月 10 日に起きた沖縄県伊江島でのパラシュート降下失敗事故の詳細と原因について明らかにされたい。**

**A：**平成 29 年 1 月 10 日、午前 10 時 43 分頃、沖縄県伊江村において、MV-22 からパラシュート降下訓練中の米兵 1 名が提供施設・区域外の葉タバコ畑に誤降下したものであり、原因については、米側に確認中である。

**Q：横田基地内の CV-22 受け入れのための工事の進捗状況について明らかにされたい。**

**A：**CV-22 の横田飛行場への配備に当たっては、米側の予算により、格納庫やシミュレーター施設の整備等を行うこととしている旨、米側から説明を受けており、環境レビューにおいても当該施設整備等について記述されているところである。

現在、CV-22 の部隊が暫定的に使用する格納庫や駐機場の整備等が行われており、平成 29 年 4 月までに完了する予定である旨米側より説明を受けている。

また、CV-22 の部隊が長期的に使用する駐機場や格納庫の整備等については、現時点で、平成 30 年 2 月以降に着工する旨米側より説明を受けている。

**Q：CV-22 受け入れに伴う燃料貯蔵施設の増設はあるのか。増設計画がある場合は、全体像が判る資料を提示されたい。**

**A：**CV-22 の横田飛行場への配備に当たっては、米側の予算により、格納庫やシミュレーター施設の整備等を行うこととしている旨、米側から説明を受けているが、燃料貯蔵施設の整備について説明を受けておらず、お答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

**Q：CV-22 の定期機体整備施設は横田基地内に設置するのか。木更津駐屯地の利用は考えているのか。また、逆に、横田基地内で、他基地所属の MV-22 オスプレイなどの整備を行う可能性はあるのか、明らかにされたい。**

**A：**CV-22 の定期機体整備については、現時点において、何らそれに関する情報はなく、防衛省として具体的なコメントを行う段階にない。

**Q：CV-22 の配備に伴って周辺地域にどのような影響があるかについて、横田基地内に土地を提供する自治体を含め、騒音被害等が及ぶと考えられる自治体への説明を行う予定はあるか。また、予定があるならば、その自治体名と時期を明らかにされたい。**

**A：**防衛省としては、CV-22 の横田飛行場への配備について、同飛行場周辺の関係自治体や環境レビューの対象とされた米軍施設等が所在する関係自治体等に対し説明を行ってきたほか、その他の自治体に対しても、その御要望等を踏まえ、説明を行ってきたところである。

防衛省としては、CV-22 の配備に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体等に伝達する考えである。

**Q：アメリカ合衆国では、CV-22、または MV-22 が軍事基地や演習場で飛行訓練をしている例があるのか。該当があれば、基地や地域の名称を明らかにされたい。**

**A：**防衛省としては、個々の訓練の実施態様や細部位置も含め、承知すべき立場にありません。

なお、公表資料によれば、例えば米国では、フロリダ州ハルバート・フィールド基地に配備される第 8 特殊作戦飛行隊の CV-22 が、フロリダ北西のメキシコ湾において飛行訓練を行っていることと承知しています。

この他、例えばカリフォルニア州のミラマー基地に配備される第 163 ティルトローター飛行隊や第 166 ティルトローター飛行隊などの MV-22 が、カリフォルニア南方沿岸沖合の太平洋において、訓練中の強襲揚陸艦への着艦などを伴う飛行訓練を行っていることと承知しています。

イギリスについても、防衛省としては、個々の訓練の実施態様や細部位置も含め、承知すべき立場にありません。

なお、公表資料等によれば、ミルデンホール基地に米軍の CV-22 が 8 機配備されていることと承知しています。

#### 位置関係



◇相馬原演習場等における日米共同訓練関係……………

**Q：相馬原演習場等での日米共同訓練において MV-22 が参加しているが、米側の訓練費用は日本側で負担しているのか説明していただきたい。また、日本側の負担額について説明していただきたい。**

**A：**日本側は、在日米軍駐留経費負担に関する特別協定に基づき訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を負担しているが、訓練移転の実施に際し、これら以外の経費を日本側が負担することはない。

＊本訓練移転に伴い追加的に必要となる経費は、MV-22 等の普天間飛行場から横田飛行場までの飛行経費及びに人員・物資の輸送費等を見込んでいます。

＊負担額については、今後、米側から提出される関係書類を精査し、予算の範囲内において確定をすることとなっている。

**Q：相馬ヶ原演習場等での日米共同訓練に参加している MV-22 は、日々の訓練終了後、横田飛行場に戻り、横田飛**

行場周辺で飛行訓練等を実施していることが確認されている。先日の防衛省からの説明では、訓練期間中は横田飛行場で機体整備や燃料補給を行う旨は説明を受けているが、飛行訓練等を実施することについては説明を受けていない。防衛省は、共同訓練期間中において、同訓練に参加している MV-22 が横田飛行場周辺で行っている飛行訓練内容等を承知しているのか説明していただきたい。また、米軍が独自に飛行訓練を実施しているのであれば、直ちに中止するよう米軍に申し入れていただきたい。

A：相馬原演習場等での日米共同訓練に参加している MV-22 の日米共同訓練期間中における横田飛行場周辺での飛行訓練の実施の有無と実施した訓練内容について、米側に照会したところ、共同訓練への参加のほかに横田飛行場周辺で飛行訓練を行った実績はないとの回答があった。

◇3月19日からの東富士演習場での MV-22 の訓練関係…

Q：3月19日から予定される東富士演習場での MV-22 の訓練について、訓練費用は日本側で負担しているのか説明していただきたい。また、その負担額について説明していただきたい。

A：ご指摘の3月19日からの東富士演習場での訓練は、日本政府の要請に基づき訓練移転として実施する訓練ではないため、日本政府が訓練費用を負担することはない。

Q：相馬原演習場等での日米共同訓練に MV-22 が参加しているが、米側の訓練費用は日本側で負担しているのか説明していただきたい。また、日本側の負担額について説明していただきたい。

Q：訓練を実施する MV-22 は、現在、横田飛行場に日米共同訓練に参加するため飛来している機体（6機）が実施することになるのか説明していただきたい。また、米軍が単独で実施する訓練か説明していただきたい。

A：相馬原演習場等での日米共同訓練に参加している MV-22 の一部が東富士演習場において米軍単独の離着陸訓練等を実施していると承知している。

◇横田飛行場での訓練関係…

Q：2013年8月22日、横田飛行場でのパラシュート降下訓練において、基地外の I H I 工場に隊員が降下する事案が発生している。防衛省で事実関係を確認し、その結果等を説明していただきたい。また、事実の場合、米側へ申し入れていただきたい。

（米側へ確認及び申し入れ日時、内容、確認先について分かるようにしていただきたい）

A：米側への確認日時：平成29年3月17日（金）15：00  
米側の確認先：在日米軍 横田基地 広報部

確認内容：（3月16日の説明の際に配布された資料を送付のうえ）2013年8月22日、横田飛行場でのパラシュート降下訓練において、基地外の I H I 工場に隊員が降下する事案が発生しているか。

米側からの回答：横田基地の担当者に確認したところ、当日の横田飛行場でのパラシュート降下訓練において、基地外へ降下した記録はない。

Q：昨年11月25日（金）に北関東防衛局で、福生市議会議員全議員対象に「オスプレイの横田基地配備に伴う安全性について」説明を受けた。その際に、鈴木一等空佐（航空自衛隊入間基地中部航空方面隊防衛部長）より、「2012年9月の日米合同委員会合意で、MV-22は通常ほとんどの

時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合をのぞき、MV-22は通常米軍の基地区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する、とある。基本的には、施設区域内は垂直離着陸モードで飛行する。」と説明をうけた。

しかし現実問題として、横田飛行場に飛来する MV-22 は、垂直離着陸モードの際、常時基地外にはみ出している実態がある。「説明と飛行実態」の違いについて、説明して頂きたい。

A：ご承知のとおり、平成24年9月の MV-22 オスプレイに関する日米合同委員会合意において、「MV-22は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。」とされています。

MV-22 オスプレイの運用に際しては、米軍は累次の機会に当該合意に基づき飛行運用を行っている旨説明しており、防衛省としても、米軍は当該合意に基づき飛行運用を行っているものと認識しています。ご指摘の昨年11月25日の防衛省による説明は、この旨をお伝えしたものです。

防衛省としては、MV-22 オスプレイの飛行運用については、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提であり、今後とも当該合同委員会合意が適切に実施されるよう、地元の皆様のご意見等を踏まえつつ、米軍との間で必要な協議を行っていくなど適切に対応していく考えです。

## 5/26～6/9 戦闘機 35 機が集結し 爆音をまき散らす

上記のように、10日間にわたって、35機もの戦闘機が横田基地に飛来した。防衛省北関東防衛局の発表では「A-10・14機、F-16・14機が給油のため横田飛行場に飛来及び離陸する予定がある。なお、当該航空機が横田飛行場で訓練を行う予定はない。」であった。

実際は、A-10が14機、F-16が15機、KF-16（大韓民国空軍機）が6機の計35機が飛来したのが事実で、そのうち何機かは、離陸・着陸を繰り返した。

単純計算では、35機が離着陸をすれば、離着陸回数は  $35 \times 2$  の70回となるが、実際には115回の離着陸（ローパス1回を含む）が行われ、戦闘機離陸時にはその前後を空中給油機が離陸したため、爆音の被害が甚大となった。

特に6/3日（土）13時頃の6機の韓国軍機が南方向に離陸し空中給油機3機がすぐに後を追った際、6/4（日）朝の6時7分に7機が北方向に離陸した際、6/9（金）12時44分にF-16が南方向に離陸をした際（最後1機は回転しながらほぼ垂直に飛び上がった）の120dB(A)超は、記憶に残る轟音・騒音被害だった。



# 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議政府交渉 6月7日の交渉結果は…

去る6月7日、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は、国土交通省、外務省、防衛省、環境省に対し、全国の基地被害に関する様々な要求を持ち寄って、交渉を行った。その結果を、主な事項に絞って報告する。

(ゴシック体が要請・質問事項、➡以降が政府側の回答)

## ◇国土交通省

＊日本の空域の航空管制を、すべて日本政府が責任をもって行うこと。

➡日米地位協定に基づいて米軍が進입管制業務を行っている。これまでも順次返還を求め、横田については平成20年9月に削減されるなど首都圏経路に影響がないほどの削減を実現できた。今後とも関係省庁と協議して更なる返還を実現したい。また、国際民間航空機関の基準を米軍が守っているため、安全上の問題は生じていないと考える。

＊日本の空域を飛ぶ軍用機について、フライトプランの提出の有無を明らかにすること。

➡米軍機も航空法第97条によりフライトプランを国土交通大臣に通告することが必要であり、承認は国交大臣が行っている。ただし、米軍の飛行計画は国交省から公表することができない。

＊横田空域の返還によって、羽田空港への離着陸に影響は全くないのか。

➡西方面の飛行には影響がないと考えているが、北・南から急転回するのであれば影響があるかもしれない。

＊有視界飛行でもフライトプランは必ず出されているのか。低空飛行の場合はどうか。

➡一般論として、飛行場の基準点から半径9km以内を飛ぶ際はフライトプランの提出義務はない。また、提出義務は飛行高度は関係していない。

## ◇外務省・防衛省（合同で交渉を行った）

＊基地周辺住民に良好な生活環境を提供するために設けられた日米合同委員会合意事項…（中略）を守り・守らせること。また、各合意事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対応について、該当基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。

➡日米合同委員会において、夜10時～翌朝6時までの飛行について、運用上必要なものに制限されていることを確認。防衛省としては、これを米軍が守っていると考えているが、引き続き住民への影響が最小限になるように米側に働きかけていく。

＊軍用機の市街地上空での訓練飛行を行わせないこと。また、どこにおいても、低空飛行訓練を行わせないこと。

➡市街地上空での飛行については、米軍の技術向上において極めて重要であるが、無制限にやってよいものではない。周辺住民の安全に配慮し飛行するよう働きかけていく。低空飛行訓練について、米軍が訓練を通じてパイロットの技術の維持・向上をすることは不可欠であり、我が国の安全保障上も訓練の必要性がある。前者同様、地域住民の安全に配慮し、飛行による影響を最小限にするよう働きかけている。

＊欠陥機 CV-22 及び MV-22（どちらもオスプレイ）の配備・運用を止めること。

➡安保条約の目的達成のため必要。配備は進めるし、運用もしていく。

＊CV-22の横田配備時期が2017年後半との発表について、当方から、西暦なのか米会計年度なのか確認した際、日本政府は「西暦」であるとの回答をした。ところが、本年3月の配備延期の米国防省発表において、当初から米会計年度（2017年米会計年度第4四半期＝2017年6月～8月）だったことが判明。配備時期の間違いの理由を明らかにせよ。

➡本年3月の米国防省プレスリリースの記載は承知している。当方から「2017年後半」と説明してきたことも事実。米側発表をそのまま周辺自治体に説明した。

＊横田基地内を目標として行っている人員降下訓練、物資投下訓練を中止させること。

➡日米安保条約の目的達成のため、米軍は基地の利用、訓練が認められている。訓練の中止は求めないが、周辺住民の安全には配慮する。

＊沖縄伊江島飛行場ではSACO合意によりパラシュート降下訓練が認められ、実施されている。横田でパラシュート降下訓練が行われている根拠は何か。

➡横田については、通常の安保条約で軍隊の活動が認められている。SACO合意は、読谷飛行場返還に伴う措置だった。

## ◇環境省

＊自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。

➡航空機騒音については、生活環境に及ぼす影響をできる限り減少させることが重要。具体的な対策としては、騒音状況の適切なモニタリングを基礎として、環境基準の達成状況を確認する。具体的な対応としては、平成24年に評価マニュアルを作成し各自治体に配布し、これに従った騒音対策を指導している。また、防衛省に対しても環境基準達成のための発生源対策を要請している。

# …全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の動向…

## 第五次厚木基地訴訟が 8 月 4 日に提訴

◇厚木…第四次厚木爆音訴訟は、昨年末に最高裁判決を得たことで、訴訟としての役割を終えたが、すでに次の訴訟準備を始めた。7 月 22 日に第五次厚木基地爆音訴訟原告団を結成、8 月 4 日に横浜地裁に提訴することになっている。原告数は現在 6,000 名を超えたところで、今年末には原告総数 1 万人を目指している。

◇岩国…今年 6 月 16 日に高裁の法廷が始まった。岩国基地は、飛行場部分を沖合移設したことを理由として、基地強化の一途をたどり、全国の軍事基地で最大規模になりつつある。被害の拡大が心配されている。

◇普天間…岩国に次いで、7 月 18 日に高裁弁論が始まっ

た。普天間基地は県内の辺野古移設が政府の既定路線となっているが、あの防衛省長官発言によると、普天間移設は怪しくなっている。

◇嘉手納…地裁判決は今年 2 月 9 日（対米訴訟）と 2 月 23 日（対日本政府）に出たが、高裁の開始日程はまだ発表になっていない。

◇小松…健康被害関連の主張がまだ続いている。地裁段階の終わりは、まだ見えていない。

◇新横田…今年 3 月 1 日の地裁結審後、まだ判決日の指定がなされていない。最近の訴訟の進行から推測すれば、今年末までに判決が示される可能性がある。

## 経過報告と今後の予定 (2017 年 5 月 14 日～)

- \* 5/14 オスプレイ横田配備反対連絡会、都議選出馬各会派に公開質問状送付
- \* 5/14 なくす会+原告団役員会議
- \* 5/15 NEWS 印刷～発送作業
- \* 5/18 オスプレイと飛行訓練に反対…東日本連絡会
- \* 5/24 なくす会・原告団体会計監査
- \* 5/25 第 21 回弁論+進行協議
- \* 5/27 横田問題を考える会集会・賛同
- \* 5/28 なくす会+原告団 定期総会
- \* 6/1 なくす会+原告団役員会議
- \* 6/2 全国基地連 6/7 政府交渉打ち合わせ
- \* 6/6 全国基地連事務局長会議
- \* 6/7 全国基地連の政府（外務・防衛・環境・国土交通）交渉
- \* 6/7 全国公害被害者総行動集会
- \* 6/8 弁護団+原告団会議
- \* 6/12 NEWS 号外発行・発送
- \* 6/12 オスプレイ横田配備反対連絡会
- \* 6/16 岩国高裁第 1 回弁論支援
- \* 6/17 東京全労協・横田集会
- \* 6/19 現地検証下見（弁護団と騒音測定業者）
- \* 6/29 第 22 回弁論+進行協議
- \* 7/3 オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会
- \* 7/6 なくす会+原告団役員会議
- \* 7/7 弁護団+原告団会議
- \* 7/11 オスプレイ横田配備反対連絡会

- \* 7/13 立川地裁・進行協議
- \* 7/13 8/27 標的の島上映とトーク集会・実行委員会
- \* 7/22 第 5 次厚木基地爆音訴訟原告団結団式
- \* 7/24 8/27 標的の島上映とトーク集会・実行委員会
- ☆☆☆☆☆以下は今後のスケジュール☆☆☆☆☆
- \* 7/28 小笠原氏・基地案内
- \* 8/3 なくす会+原告団役員会議
- \* 8/3 全国基地連事務局長会議
- \* 8/4 第 5 次厚木訴訟横浜地裁提訴
- \* 8/23 オスプレイ横田配備反対連絡会
- \* 8/25 8/27 標的の島上映とトーク集会・実行委員会
- \* 8/27 標的の島上映会+沖縄からのゲスト・トーク集会を主催
- \* 8/28 オスプレイと飛行訓練に反対…東日本連絡会
- \* 9/7 第 23 回弁論+進行協議
- \* 9/15 現地検証 9 時 30 分～16 時 30 分
- \* 9/16 錦法律を知る会学習会（講師）
- \* 9/23 西多摩教組基地見学（案内と学習会講師）
- \* 11/30 第 24 回弁論
- 【2018 年】
- \* 1/25 第 25 回弁論
- \* 2 月上旬～中旬 第 2 回現地検証
- \* 2/15 第 26 回弁論・証人尋問
- \* 3/15 第 27 回弁論・証人尋問
- \* 5/17 第 28 回弁論・証人尋問
- \* 7/19 第 29 回弁論





# 会費の振り込みについて



会費の2017年度分は、本年4月からの1年間の期間が対象となります。なお、原告団会費については、半期分5,000円ずつの分割納入も可能です。分割納入の方は、その旨を振り込み用紙に書いてください。

原告団の年会費は1名1万円(高額になりますので、最終段階まで1世帯1万円でも結構です)、横田・基地被害をなくす会の年会費は個人会員は1名2千円、団体会員は1口2千円です。

「原告団会費」と「横田・基地被害をなくす会会費」とがあります。両団体に加入の方、一方の団体だけに加入の方がおられますので、間違いのないようにお支払いください。

## 第9次横田基地公害訴訟 原告団・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番018 普通 8014443

②ゆうちょ銀行 00180-6-790063 (振替用紙を同封しましたので、お使いください。)

※名義：第9次横田基地公害訴訟原告団

※年会費は、10,000円(家族原告は、1名以外の会費を裁判終結時に精算することもできます。)

## なくす会・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番008 普通6875225

②ゆうちょ銀行 記号10040

番号68752251 (振替用紙使用の場合)

③中央労働金庫立川支店 店番282

普通預金(口座番号)1074068

※名義：横田・基地被害をなくす会

※年会費は、個人2000円、団体1口2000円

▶ 国会無視の共謀罪法案強行可決。腹に据えかねる。国会に行けなかったけど、駅でビラ配りをやり、小さな立川でのデモに参加した。5月末から6月にかけての横田基地は「戦時」を思わせる様相だった。立川で韓国軍戦闘機の大群が飛び立つ轟音を聞いた。我が家は多分横田から10kmほど離れている。飛行直下ではおそらく120dbを超えていただろう。▶ 朝鮮戦争の頃、基地の町立川は帰休米兵の持ちかえる戦場の雰囲気包まれていた。夜の喧騒をさけて早くから眠り、明け方起きて勉強していると、米爆撃機が朝鮮の戦場から立川基地に帰ってくる。プロペラが一つ動かずに機体を揺すりながらやっとたどりつく爆撃機もあった。時代は大きく変わり、韓国軍戦闘機が横田の空をゆるがして飛んでいる。▶ 安倍首相は、森友や加計疑惑の新たな証拠が出てくると北朝鮮のミサイルの危機を煽り立ててさわぐ。稲田防衛大臣が都議選の応援演説で「自衛隊としても自民党候補への一票をお願いします」と発言しても、やめる必要はないとかばう。こういう内閣に「危機の政治」をまかせたくない、と心底思う。あちこちでミサイル相手の避難訓練をやるようになったが、土管の中に隠れる、机の下に入れ、窓から離れるなど、戦時中の防空演習と比べても恥ずかしいほどの代物だ。そんなことに金や時間を費やさないと、国同士の話し合いをしっかりとった方がよいと思う。▶ 韓国の人びとの情勢の見方はずっと

## 天欄

冷静なようだ。自衛隊広報紙『朝雲』がそれを嘆いていた。「韓国では半島情勢が緊迫しても、“同胞”の北朝鮮が攻撃してくるはずがない、米国が同盟国である我々を犠牲にしてまで戦争に突入することはないだろう」という声が圧倒的…。国全体がそういう「確証バイアス」にかかっている度し難い、というのだ。▶ 韓国ではあの昨年秋以来の長く続いた朴大統領弾劾集会在成功し、新たな大統領が生まれた。困難な政局だろうが、汚職まみれの大統領を更迭し、南北の平和的な話し合いが実現する道がいくらかは開けるのかもしれない。飛来した韓国軍機の若者たちも、それを期待しているにちがいない、と思った。▶ 立川で開かれる以下の集会を案内したい。【「監視社会にどう向きあうか…スノーデンは横田にいた！」講師：小笠原みどりさん\*8月6日(日)午後2~5時\*立川市女性センターアイム(参加500円・主催：立川・憲法の会)】(K)▶ 東京都議会議員選挙は、都民ファーストが圧勝した。これをどう見るか。単純には評価しがたい。正直、日本人の頭の中がますます分からなくなった。▶ 加計問題・自衛隊日報問題と、国会での審議が行われた。結局、さらに疑惑が深まるばかり。また数の力で押し切る結果は目に見えている。小選挙区制によって、実際の支持率を反映しない議員数になる仕組みを作ったのは誰だ。▶ このところC-5の事故や故障が頻発している。あの巨体が墜落したら恐ろしい。(F)